（単位地域の名称）
　鹿児島県
（登録実施機関の名称）
　一般社団法人　鹿児島県タクシー協会
（登録実施機関の住所）
　鹿児島県鹿児島市錦江町11番49号
（登録実施機関の代表者名）
　羽仁正次郎
（登録事務等を行う事務所の名称）
　鹿児島タクシー登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
　鹿児島県鹿児島市錦江町11番49号
（登録番号）
　鹿児島―１号
（登録年月日）
　平成27年10月１日

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第19条第１項の規定に基づき、同法第19条第１項各号に掲げる業務を行う登録実施機関を下記のとおり登録したので、同法第32条第１号の規定により、公示する。

平成27年10月１日

沖縄総合事務局長　久保田　治

記

（単位地域の名称）
　沖縄県
（登録実施機関の名称）
　沖縄県タクシー運転者登録センター
（登録実施機関の住所）
　沖縄県那覇市泉崎二丁目103番地４
（登録実施機関の代表者名）
　湖城　秀實
（登録事務等を行う事務所の名称）
　沖縄県タクシー運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
　沖縄県那覇市泉崎二丁目103番地４
（登録番号）
　沖縄―01号
（登録年月日）
　平成27年10月１日

試験事務を行う適正化事業実施機関について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第49条第１項の規定に基づき、試験事務を行う適正化事業実施機関を下記のとおりとするので、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第39条の３の規定により、公示する。

平成27年10月１日

関東運輸局長　濱　　勝俊

記

（特定指定地域の名称）
　東京地域
（適正化事業実施機関の名称）
　公益財団法人東京タクシーセンター
（適正化事業実施機関の主たる事務所の所在地）
　東京都江東区南砂７丁目３番３号

（特定指定地域の名称）
　横浜地域
（適正化事業実施機関の名称）
　一般財団法人神奈川タクシーセンター
（適正化事業実施機関の主たる事務所の所在地）
　横浜市中区日ノ出町２丁目130番地

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第49条第１項の規定に基づき、試験事務を行う適正化事業実施機関を下記のとおりとするので、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第39条の３の規定により、公示する。

平成27年10月１日

近畿運輸局長　天谷　直昭

記

（特定指定地域の名称）
　大阪地域
（適正化実施機関の名称）
　公益財団法人大阪タクシーセンター
（適正化実施機関の主たる事務所の所在地）
　大阪府大阪市鶴見区鶴見４丁目５番９号

試験事務を行う登録実施機関について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第49条第１項の規定に基づき、試験事務を行う登録実施機関を下記のとおりとするので、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第39条の３の規定により、公示する。

平成27年10月１日

東北運輸局長　永松　健次

記

（指定地域の名称）
　仙台地域
（登録実施機関の名称）
　一般社団法人宮城県タクシー協会仙台地区総支部
（登録実施機関の主たる事務所の所在地）
　宮城県仙台市宮城野区鉄砲町95番２

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第49条第１項の規定に基づき、試験事務を行う登録実施機関を下記のとおりとするので、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第39条の３の規定により、公示する。

平成27年10月１日

関東運輸局長　濱　　勝俊

記

（指定地域の名称）
　さいたま地域
（登録実施機関の名称）
　一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
（登録実施機関の主たる事務所の所在地）
　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目10番４号

（指定地域の名称）
　千葉地域
（登録実施機関の名称）
　千葉県タクシー運転者登録センター
（登録実施機関の主たる事務所の所在地）
　千葉県千葉市美浜区新港212番の２

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第49条第１項の規定に基づき、試験事務を行う登録実施機関を下記のとおりとするので、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第39条の３の規定により、公示する。

平成27年10月１日

中部運輸局長　鈴木　昭久

記

（指定地域の名称）
　名古屋地域
（登録実施機関の名称）
　名古屋タクシー協会
（登録実施機関の主たる事務所の所在地）
　愛知県名古屋市昭和区滝子町30番16号

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第49条第１項の規定に基づき、試験事務を行う登録実施機関を下記のとおりとするので、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第39条の３の規定により、公示する。

平成27年10月１日

近畿運輸局長　天谷　直昭

記

（指定地域の名称）
　京都地域
（登録実施機関の名称）
　京都タクシー業務センター
（登録実施機関の主たる事務所の所在地）
　京都府京都市伏見区竹田向代町51番地の５

（指定地域の名称）
　神戸地域
（登録実施機関の名称）
　兵庫タクシーセンター
（登録実施機関の主たる事務所の所在地）
　兵庫県神戸市中央区中山手通６丁目１番34号

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第49条第１項の規定に基づき、試験事務を行う登録実施機関を下記のとおりとするので、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第39条の３の規定により、公示する。

平成27年10月１日

中国運輸局長　小川　晴基

記

（指定地域の名称）
　広島地域
（登録実施機関の名称）
　一般社団法人広島県タクシー協会
（登録実施機関の主たる事務所の所在地）
　広島県広島市西区観音新町１丁目７番71号